

「さくらねこ無料不妊手術事業」要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人どうぶつ基金（以下、基金という）が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」（以下、本事業という）を円滑に推進するために事業の内容を規定する。

(目的)

第2条 本事業は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の理念に基づき、所有者不明の猫を原因とする生活環境被害の軽減と所有者不明猫の行政での引き取り数の減少及び地域活動を支援し、「行政による猫の殺処分ゼロ」の早期実現に資することを目的とする。

(内容)

第3条 第2条の目的を達成するため、基金はTNR活動、所有者不明猫の不妊去勢手術費用の全額負担等のTNR活動の支援、TNR活動の普及啓発を行う。

2 TNR活動は基金、協力病院、協働者（一般）、協働者（行政）・協働者（団体）によって行われるものとする。

(協力病院・協働者（一般）・協働者（行政）・協働者（団体）)

第4条 第3条に定める協力病院・協働者（一般）・協働者（団体）・協働者（行政）は下記とする。

(1) 協力病院

○本事業に賛同し、基金の審査を経た者

(2) 協働者（一般）

○個人

(3) 協働者（行政）

○地方公共団体の長（及びその指定する事業担当者）

○地方公共団体が運営または管理する公共施設及びそれに準ずる施設（公園・道路・港湾等）の管理者等、代表する者（対象となる猫は管理する敷地内に生息する猫に限定する。周辺は入らない。）

(4) 協働者（団体）

○団体枠 A=【公益財団法人、公益社団法人、NPO 法人、認定 NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人】のうち、どうぶつ基金の地域相談窓口として

紹介される事、相談者に対応することに同意した者
団体枠 B=学校法人、自治会連合会、自治会（チケット使用対象地域は自治会や学校の管轄内（校内）の猫に限る）

※地域猫として TNR をすると決定した理事会の議事録を添付すること。なお学校は不要とする。

（対象）

第5条 本事業の対象となる猫は、便宜上次のように分類する。

（表1）

名称	状態	事業の対象	備考
飼い猫	所有・占有の意思を持つ特定の飼い主により、継続的に給餌給水等の世話をされている猫。	しない	多頭飼育(※1)の猫は事業の対象になる。
所有者不明猫（のら猫）	特定の飼い主がない猫。	する	
地域猫	特定の飼い主がないが、地域住民によって継続的に給餌給水等の世話をされている猫。	する	
さくらねこ	去勢・不妊手術実施済みであり、その目印として耳をさくら耳カット（※2）された猫。	—	

（※1）多頭飼育とは2頭以上で、救済が必要と認められた場合に事業の対象とする。行政枠、団体枠のみ申請が可能。団体枠の場合は飼い主の承諾が必要。

（※2）さくら耳：去勢不妊手術済の目印として、耳先を桜の花びらの形にカットすること。

（TNR活動の支援）

第6条 第3条に定めるTNR活動の支援のため、基金は下記を行う。

- （1）協力病院の募集・申請受付
- （2）協力病院の審査・指定・取消
- （3）協働者（一般・行政・団体）の募集・マイページ登録・チケット申請受付
- （4）協働者（一般・行政・団体）の審査、
- （5）協働者（一般・行政・団体）への手術チケット交付
- （6）協働者（一般・行政・団体）によるTNR活動への助言
- （7）協力病院からの請求受付

(8) 協力病院への費用支払

(協力病院によるTNR活動の実施)

第7条 第3条に定めるTNR活動のため、協力病院は下記を行う。

- (1) 協働者（一般・行政・団体）によって持ち込まれた所有者不明猫・地域猫の検診
- (2) 検診した猫の不妊・去勢手術
- (3) 手術済み猫のさくら耳カット
- (4) その他の獣医療
- (5) 基金へのチケット等提出
- (6) 基金からの費用受取

(協働者（一般・行政・団体）によるTNR活動の実施)

第8条 第3条に定めるTNR活動のため、協働者（一般・行政・団体）は下記を行う。

- (1) 企画・調整（土地管理者からの活動許可の取得等）
- (2) 基金への申請
- (3) 基金からのチケット等受取
- (4) 所有者不明猫・地域猫の捕獲
- (5) 捕獲した猫の協力病院への運搬
- (6) 協力病院へのチケット等提出
- (7) 去勢・不妊手術したさくらねこの運搬・解放
- (8) TNR活動の事後報告

(協働者（行政）によるTNR活動の実施)

第9条 第3条に定めるTNR活動のため、協働者（行政）は第8条の定めに加えて、必要に応じて下記を行う。

- (1) 市民ボランティアの募集・取りまとめ
- (2) 基金との連絡・調整

(実施要領)

第10条 本要綱の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。

(その他)

第11条 本要項及び第10条に定める実施要領によらない事項は、基金が判断する。

(付則)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。